

私見

OPINION

か在着と新しい者の所持の違い、うなづからずのズレの程度を格別とする。格差はその大小と呼ぶのは、そこに価値判断だけが問題ではない。連続的が介入しているからだ。

な格差ヒエラルキー（階層）

弁護士 中山達樹

中国や東南アジア諸国連合（ASEAN）は安価で豊富な労働力などメリットが多く、日本企業進出の歴史が長い。だが企業の進出を支援しているASIANを中心気にする」のがある。現地での汚職防止関連の法律に対して、企業の情報収集が十分でなかつたり、具体的な行動アニュアルが策定されていなかつた約する」とだ。

汚職防止法の改正など、近年は世界的に腐敗対策の規制は強化されている。日本は不正競争防止法で外國公務員への贈賄が禁止されているが、贈賄は最近15年間で4件と少ない。一方、海外では思いもよらない贈賄を受けるケースがあり、注意が必要だ。

例えはA国で日本企業の從業員が現地公務員に便宜供与

した場合、A国の法律や日本の不正競争防止法が適用され得るだけでなく、米国や英國の法で罰せられる可能性もあることを知りておくべきだ。

米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）は、米国人の開拓がなくとも米ドル決済や米ドルのクラウドメールサービス「Gメール」の利用などによって開発対象になり、適用範囲が広い。日本企業も開拓やマーケットの開拓事例がある。英國の贈収賄防止法（UKBA）も比較的効果的に執行されている。

では、あらゆる開拓を控えるべきなのか。FCPAは適用除外を設けており、私はすべてを禁止すべきだとは思わない。FCPA制度の趣旨はあるものの、少額で貢送の薬子折りなど、常識かつ社会的儀礼の範囲内であれば、贈賄される」とはあまりない。

ドイツのルーベンスはFCPAで贈賄された米議院に800億円を支払った。海外子会社も含めたコンプライアンス体制の構築はすべての企業に必須になつてこむ。

